

註、*印は實地踏査乃至部分的調査を行つたところである

5. 実地踏査した國立公園候補地の重要性

a. 北海道洞爺湖候補地(上記a)

- (1). この候補地は日本の國立公園候補地の中で恐らく最も重要なものと言えよう。これは(登別附近の)日本における最上のいまだ汚れない温泉、一九四四年に形成をはじめた最新の火山、洞爺地域における三十五から四十にのぼる火山丘及び火口、二大火口湖(洞爺、支笏)及び定山溪地域の若干の原始林等を有する
- (2). この候補地は科学及び休養の立場からみて、大きな國家的意義を有すると共に、國際的にも相当な價値を有する。早い時期においてこれを國立公園として指定することを勧告する。
 - (a) 指定に当つては洞爺湖及び定山溪地域の私有地及び開拓地は國立公園たるべくあまりにも産業化されているため、これを除外すべきである。
 - (b) 上述の事由のため洞爺湖においては公園の利用及び開発のため望ましい二三の湖岸地域だけが湖面及び島嶼と共に編入されるべきであり、可能な場合には湖岸線への到達道路も考慮されてよい。この洞爺地区は候補地の殘余の部分と帶狀地帶又は道路公園によつて接続さるべきであるが、その位置については日本政府が慎重にこれを行うことを要する。

b. 本州三國山脈候補地(上記d)

- (1). この地域は多くの小さい湖沼と山間の溪流を伴う高山地帯を包含する。それは日本の國立公園においては他に類を見ないものであつて、休養型國立公園として優れている。それは又重要な温泉及び保養地を有する。この地域は夏期涼しいために現在保養地と

してひろく利用されている。良好な積雪状況と交通至便のため冬季における利用價値も極めて高い。本地域は休養及び水源保護上の利用乃至價値を除いては産業上の効用乃至價値はほとんどない。現存の発電施設及びこの地域の水を利用する灌漑地は、公園管理方式による水源保護が講ぜられるならば、より適切に活用されるであらう。

(2). この地域の國立公園指定はこれを優先的に考慮するよう勧告する。

(a). ここでも出来るならば、この候補地に關係ある町村或はそれらに隣接した著しく開発せられた地域を除外するよう勧告する。

(b). 本候補地中、上林及び草津地方の部分については、現地において厚生省係官と討議し、若干の開発地を全候補地より除外するよう忠告した。

c. 本州松島金華山候補地(上記h)

(1). 天候に恵まれず、空路旅行が出来なかつたため、金華山に至る機会がなく、松島のみを実地踏査した。凝灰岩(固まつた火山灰)に松の生えた島々は日本三景の一として知られている。それらの大部分はよく保存され、未開発であるため日本の二、三の他の地方の全種の島よりは意義が大である。

(2). しかし規模が小さいため、松島だけでは國立公園として指定されるに足る國家的價値が無いように思われる。

(3). しかし日本においては極めて有名で單なる地方的價値以上のものを持つている。金華山を含むより大きな候補地の一部として國立公園の資格があるかも知れない。

(4). 若しそうでなければ県立公園として指定され保護されるべきである。

(a). いづれの指定の場合でも本候補地のうち仙台湾附近の土地の大部分は、開発され商業化されているため除外されるべきである。しかしこの地域の中到達道路、公園施設又は公衆の利用等について重要な個所は包含されるべきである。

d. 本州金剛高野候補地(上記m)

(1). 時間の都合でこの地域の国立公園としての意義又は資格に関して決定的な判断を下すことが出来なかつたのであるが、この地域は歴史的、宗教的に日本にとつて大きな意義を有するものである。この地域に対する民衆の利用は異常なものがあり、高野山と金剛寺だけを訪れるために日本に旅行しても損はない位である。保存に値する優れた古木（杉及びかうやまき）が辛じて残存しているが、近年この候補地の森林は極めて大きな損害を蒙つたのである。これが国立公園に適するや否やを決定するためには、土地の所有関係及び利用型式等を研究しなければならない。

(a). この国立公園候補地は採否を決定するに先立ち、その意義及び適性を更に検討するよう勧告する。

(b). この候補地は若しそれが具合よく道路公園及びその道路公園上の公衆利用地帯として金剛高野の主要部分が接続するならば吉野熊野国立公園に追加する可能性も充分考えられる。

e. 九州天草島候補地(上記g) 及び英彦山、耶馬溪候補地(上記r)

(1). これらは共にかつては日本にとつて大きな意義があつたものに相違ないが、現在では全般的に極度に開発され過ぎているか、多くの重要な特徴が私有されているため、国立公園としての効果的

な利用は望めないではなからうか。

(2). 天草島を雲仙國立公園に、英彦山耶馬溪を阿蘇國立公園に追加する提案もある。

(a). 時間の都合でこれらの比較的大きな追加候補地のどの部分が追加されるべきかを決定するだけの研究を行うことが出来なかつた。

(b). これらはその可能性を充分検討するまでは却下されてはならない。

(3). これらの候補地はともに國立道路公園としての可能性が極めて大であつて、國立公園としてよりはこの方にはるかに適していると思われる。

(a). これらを道路公園とすることによつて、休養地としての可能性のみならず、道路公園には適するが國立公園には適さない道路沿線の自然的及び人文的風景の混合といふ利点を充分に利用し得るであらう。

(b).かかる開発によつて大都市とその周邊を除いては現代の自動車交通に適した循環道路といふものが殆んど存在しない日本の大きな要請が満たされることにならう。

f. 九州、櫻島を含む屋久島候補地(上記e)

(1). この國立公園候補地の主要部分の屋久島は実地踏査しなかつたのであるが、その一部櫻島、鹿兒島湾の南部海岸及び九州南端の諸半島を調査した。後者(櫻島、海岸地帯及び半島)は最初独立した國立公園候補地として挙げられた。又霧島國立公園の拡張として提案されたこともあつた。しかしながら本候補地は日本南部の植物、動物及び地質を代表するものであり一つの園地として考

慮した方が合理的と考えられるので、一つの独立の国立公園として研究するよう勧告する。

- (2). この地域には一般に日本の他の部分に見られぬ若干の独特的自然現象及び科学現象が包含される。この地域の調査研究はまだ結論に達していないのであるが、この地域の科学的價値は極めて大であると信ぜられるので、他に先んじて更に研究さるべきものである。

6. 既設国立公園の拡張

- a. 吉野熊野、阿蘇及び雲仙国立公園等の拡張案については既述した。

- (1). 本州の南端、串本の南方にある潮ノ岬に実地踏査を行つた。潮ノ岬は要塞地帯として軍が拘束していたため、吉野熊野国立公園の指定に当つて除外された。この地域も今日では開放され、その未開発の部分は当該公園の沿岸地帯の極致をなすもので、公園の一部として編入さるべきものである。

- b. 其の他のものについては瀬戸内海と富士箱根だけを部分的に実地踏査した。

- (1). 瀬戸内海国立公園は島嶼、水域及び内海中央部の重要な海岸地帯を含む陸地及び水域の結合した見事な公園として世界屈指のものである。休養地及び国立公園として殆んど無限の利用價値を有する。

- (a). 風景地及び休養地として高度の價値を有する重要な地域、島嶼及び海岸線の一部が区域外にも相当ある。

- (b). これらの中でも最も顯著なものは宮島及び友ヶ島群島の一部一一特に以前要塞として一般の利用を禁止されていた沖ノ島及び地ノ島である。これらの地域は他の多数の国立公園内及び全候

補地内の島嶼及び海岸と共に、これを実地踏査した。しかし瀬戸内海には二、三千の島嶼があるが、その小部分だけが国立公園及びその拡張区域に包含されるべきである。

- (c). 厚生省国立公園顧問田村博士は、多年瀬戸内海を研究し如何に拡張すべきかを決するには最適の人である。その選定は公園及び休養地としての発展のために、又重要な風景の特色を保護するために、重要な未開発の島嶼及び本州四國の必要な海岸地域を包含しなければならない。
- (b). 全時に内海の水域は日本の一つの商業上の動脈をなすもので公園に編入しても何等の益もないから、公園地域の周囲一キロ以内の水域及びその湾、入り江を除いては、公園から除外すべきである。若しこれを行えば目下提案中の拡張を考慮しても全公園地域は著しく減少することにならう。
- (e). この国立公園の早急な拡張は内海における風景保護上極めて重要なものである。それは日本旣設立の主要な拡張の中で最初に考慮すべきものである。
- (f). 人口稠密な地帯及び開発された地帯は拡張地域に含めてはならない。
- c. 富士箱根国立公園には二つの拡張案があるが、時間の関係上箱根地帯に隣接する小園地だけ調査することが出来た。それは海岸附近の奥湯河原から箱根に至る高い山岳地帯の到達道路を含むものである。
 - (1). その到達道路は景観が優れており、且この地帯は水源保護以外には価値がすくないから、これを国立公園の一部として追加するだけの根拠は充分である。道路沿線以外の大半は直に造林を

行わなくてならぬ状態である。

- (2). しかしながらこの拡張に先立つて兩候補地を調査し、全体的な立場から追加の適性及び可能性を決定しなければならない。
 - (3). 富士箱根は日本國民にとつて極めて重要であるから、その拡張案は厚生省において優先的に考慮する必要がある。
 - d. 日光國立公園については現在二つの拡張案がある。この公園は富士箱根以外には、如何なる國立公園と較べても孫色がないと大多数の日本人が考えている公園であるから、厚生省はこの提案を検討し、若し正当であり実行可能であるならば、拡張整備を行うべきである。
7. 日本には眞の意味での國立公園到達道路 (National park approach road) がない。全國の自動車道路は大都市とその周邊を除けば、現代の自動車の利用に充分適合していない。復興計画を促進するために、各種の道路の改善は恐らく今日の日本にとつて緊急であるといえよう。
- a. 現在國立公園に至る風景の優れた道路(到達道路)を開発する好個の機会が若干あるが、これは又その地方における自動車道路整備の要求にも應ずるものであらう。それは又一般的に言つて國有林のためにも効果的であらう。
- (1). 車道は大部分公共的な土地 (國有地、縣有地及び公有地) に便宜を與えるものであるから、國庫の補助を受ける資格がある。それは元來國の必要に應ずるものであるが、縣及びその他の公共團体の利益にもなるから、その建設については國が規準を定め指導すると共に、経費については國と地方公共團体の共同負担とすべきものである。米國においては國立公園に至る道路は全面的に國

がその経費を負担している。到達道路というのは國の定める特定の規準に合致するものでなければならない。どこの國でも國立公園の到達道路は権限の濫用を防止し、公共の福祉に合致させるために、到達道路の要件を決定しなければならない。

- (a). 優れた風景地——その風景の極致は國立公園及びその候補地に含まれている——道路は、多くの場合國庫の補助がなければ建設は不可能である。
- (b). 日光に至る杉並木道は國際的價値を有するもので、國立公園到達道路として充分保存整備されるべきであらう。その保護及び維持は厚生省の所管であるべきである。
- (c). 熊本より阿蘇國立公園に至る並木道は數世紀前に加藤清正が計画したものであつて、その當時規模の雄大な点では、日本はもとより世界に冠たるものである。それは多年ひどい取扱を受け甚大な損害を受けているため、直ちに保護及び補修の措置を講ずる必要がある。それは政府の指導と財政的援助の下に行わるべきである。この道路は歴史的な立場から國際的な意義を有するもので、若し保護補修を受けるならば特に大杉並木道は將來日本にとつて極めて價値の高いものになるであろう。
- (d). この他にも重要な到達道路となり得るところが若干あるのであるが、これは國家的要請の立場から考慮されるべきである。かかる問題はすべて政府の方で充分の考慮を拂うべきで、到達道路に関する國家計画は機会を失わぬうちに計画されなければならない。

8. 現在日本には國立道路公園(national parkway)が存在しない。日本程道路公園に相應しい風景の優れた場所に惠まれ、各種の要素が集中し

容易に利用される國はすぐない。自然風景と文化風景が交錯し、それに優れた海岸風景が加わっている特徴は傑出した道路公園を約束している。最も優れた道路公園となると思料されるのは各地に相当あろうが本州南部及び九州には適切なところがある。

- a. 数多の歴史的價値のある神社、佛閣その他の建造物、歴史的な庭園及び美術品をもち、日本の文化の中心である京都と奈良（京都は昔千年以上も日本の首都であり、奈良はその前の首都であつた）、重要な神社佛閣を有する伊勢半島、伊勢志摩國立公園、御木本の真珠養殖場、吉野熊野國立公園、高野山金剛寺（金剛高野國立公園候補地）、その他それほど著明でないが重要な名勝や史蹟、それに瀬戸内海航路を有する大阪等が、幾多の到達支線をもつ數百哩に亘る道路公園によつて結合されることを理解すれば、この道路公園は変化の多い風景の美と歴史的文化的な景観とで比類のないものになるであろう。それは日本にとって國際的價値をもつものになるであろうし、その保存保護に大きな効果をもたらし、この歴史的文化的な地域を統合することになるであろう。
- b. 立派な道路公園になると思料される今ひとつの場所は、九州の國立公園その他の重要な風景地及び海岸地帯を結ぶもので、その一部は別府日田の重要な保養中心地を結ぶ英彦山耶馬溪國立公園候補地の道筋になつているものである。別府は戦前温泉保養地として國際的なものであつた。日田は日本における最も魅力のある保養地に属する。鶴飼はこの地にはじまつたと言われ、観光客には特に興味が深いものである。
- c. 日本政府はその道路公園の可能性を研究し調査し、その建設を促進し國庫補助を行うか否かを決定しなくてはならない。

(1). 厚生省の國立公園機構はかかる全國的な調査を実施する機関である。

(2). 如何なる調査を行うに当つても全機関は関係道府縣計画担当官と協力しなければならないが、調査の範囲はあくまで全國的であるべきである。

(3). この種の全國的調査は夫々別個な考慮、乃至は全体の國土の調査や計画、全國に跨る公園、道路公園各種の休養施設の一部としての考慮が拂わるべきである。

9. 其の他の公園、公園道路、休養地 (recreational area) は皆無に近い、日本全國の町や村にある神社佛閣及びその境内は、地方の住民たちが氣晴しと僅かの休養のために出かける唯一の場所である。これが日本の多くの場所において最も公園に近いものであるが、肉體的なレクリエーションとしては殆んど問題にならぬか或は全く零である。

a. 如何なる調査もまた現存の縣立の公園や休養地域及びその他國立の公園や休養地域の評價をしなければならない。それは要求に基き國民に対する指導性をもつ施設の素質的研究及びこれらの施設に対する全國計画の樹立を含むものでなくてはならない。

(1). かかる研究及び評價は國が縣及びその他の地方公共團体と協力して行わなくてはならない。

(2). 厚生省國立公園部はかかる研究を指導し連絡調整し綜合計画を樹立するのに最も適した立場にある。

E. 計　　画

1. 日本においては大規模の土地計画特に各種の公園（國立公園、地方公園、縣立公園、都市公園）、休養地域及び道路公園に関する土地計画及び地方、都市、保養地の各計画の意義が充分に理解されていない。

大規模な計画家もいないし、政府の理解もないし、この國の自然的經濟的な潜在資源を利用するため廣汎な分野に亘る多数の計画家もない。

2. 土地計画関係者の中にも例外的に優秀な者も若干ある。田村博士や東京地方にいる米國で学んだ数名の造園、建築、土木の各技師及び戰前世界各国を旅行した数名の國際的な日本人や大学高専の教授等である。
3. 大学高専における計画学の指導は、主として小規模な設計や造庭の範囲に限られている。合衆國においては現在ほとんどの大学や高校に計画学専修の課程があるのに反し、日本では公園、休養地、道路公園、地方計画、都市計画及び商工業上乃至公的私的の各種の大規模な計画は特別な課程になつてない。
4. 日本においては特に大学の課程を拡大し、特別の計画学専修コースをつくり、重要な廣汎な計画問題について造園家、建築家、土木家その他の計画家たちを統合するために、國土計画の分野においてもつと廣汎に亘る特別の訓練が非常に必要である。恐らく日本において早急に國土計画を促進するためには、最も重要な課題について、數校の優秀な大学、高専の勧告をうけること、暫定的な指導のために日本政府が海外から優秀な指導者を招くことであろう。
5. 一般的に言つてすべての重要な土地利用計画の問題は、各般に亘る計画の分野の綜合の基礎に立つて解決されなければならない。この問題で最も重要な要素の解決は、専門家が主導的な立場をとり討議を重ねて決定すべきである。土地利用計画や設計の分野は大体において次の三つの場合に歸結される。
 - a. 風景保護が至上目標であり、すべての開発は附隨的である場合。

國立公園及び道路公園はこの類型に属する。総合的な計画について
は造園家が主導権をもつべきである。

- b. 土地の開発及び利用と休養的整備が殆んど釣合っている場合。この類型には休養地域、都市公園、公共苑地等がある。この場合には多様の専門部門が全一の重要性をもつ。最終的な開発の決定は殆んど常に政治的になされる。
 - c. 公共施設及び商業的工業的又は私的な開発施設が一義的な場合。
この場合に専門的な異論があるときは、建築家、土木家及び特定の分野の代表者たちによつて解決されなければならない。
6. 國立公園においても近世における日本の他の多くの発展と全様に、専門的な関係各分野の計画上の綜合は殆んど乃至は全く行われていなかつた。廣汎な利用開発についても殆んど考慮を欠いていた。現在の多くの開発は國立公園の指定以前に行われたものである。
- a. 國立公園内におけるホテル其の他の建造物は景観上科学上最も重要な地域に建設せられ、科学的な興味や特性の保護、その公共的な價値並びにその利用、享用等については何等の考慮が拂われていない。多くの場合廻遊道路及び歩道との関連、適切な自動車廣場施設については殆んど考慮されていない。一般に送電及び電話線は風景上の考慮がなく、景観上最も重要な地域に、或は車道歩道に沿つて施設されている。
 - b. 多くの日本風景地の中で、景観上科学上の價値について何等の考慮なしに計画された送電線及び電話線によつて破壊されない風景地を見出すことは至難である。これらの多くは本來の計画に従つて除去するか、影響を輕減することが必要である。治水施設、水力発電関係の建造物は無造作に施工せられ、殆どの地域においてその計

画は造園上建築上何等の考慮が拂われなかつたという事實を明示している。若しそこに关心が拂われたら、すくなくとも環境と調和したものになつた筈である。

7. これらの施設は公園の開発に「してはならない」というすぐれた実例を提供するのである。多くの場合これらの施設の利用は國立公園に比較したら生命が短かい。改革の際に環境保護のためにこれら施設の痕は除去されるか又は改めて計画されなければならない。
8. 米國國立公園の基本計画 (Master Plan) の二三の典型的な寫、その計画の基準、建設及び利用の詳細な指示事項は日本の國立公園部及び関係道縣係官に提供した。これらの計画はあらゆる機会に與えられた課題に対する計画の解決に典型的な事例として役立つであろうが、日本の計画に対する解決としては貢獻しない。各々の公園計画は個々の問題であり、詳細計画は夫々の眞價を基調として計画されなければならない。

F. 行政及び機構

1. 日本政府は現在厚生省の中に立派な中央の國立公園の出発点國立公園部を有する。同部は管理課と、計画課の二課に分れている。同部は國立公園を管理し、保護し、運営し、維持するための國立公園現地機關と称すべきものは全然持つていない。
2. 昭和二十三年の始めの國立公園行政の機構改革以來、大きな進歩があつたが、國立公園部の職員の努力は、適切でない予算計上（個々の公園地域の保護、整備、運営等には一錢も計上されていない）及び國立公園の國に対する經濟的、文化的意義或は政府の民主的形態の下におけるその管理保護及び運営等に対する理解欠除のために妨害されてきた。

3. 次に日本政府は日本の偉大な風景上及び科学上の資源が占領期間中に失われるのを防ぐためには國立公園の分野において総司令部の指導を仰ぐことが絶対に必要である。かかる援助はウォルターボバム大尉がCIE美術記念物課に配属された期間を除いては、從來得られなかつたのである。國立公園地域の実地踏査を行つた際もボバム大尉が優れた援助及び健全な計画上の勧告を行つた幾多の事例が余の注意を引いたのである。同氏は日本の國立公園の保護に対して大なる貢献をしたのである。ボバム大尉は造園における廣範囲の専門的教養と経験を持ち北米合衆國國立公園局における実地経験を有している。彼は現在S C A Pの司令部奉仕班のD A C職員である。然しながらこの重大な時期に當つて國立公園に全力を傾注する課を総司令部内に設置する必要がある。その課には二つの専門職を置かなくてはならない。それは熟練した國立公園行政官と公園計画技術官である。二人とも公園の仕事に相應しい経験を有するものでなくてはならない。
- a. 戦前日本軍がこの國を支配していた頃は、日本國立公園はその萌芽期にあつた。
 - b. 國立公園活動はその後まもなく減殺され、それ以來諸外國の公園、道路公園及び休養開発に関する知識はこの國に紹介されなくなつた。
 - c. 國立公園はその多くの地域が適切でない資源利用によつて戦時中及び戦後蒙つた損害を除いては現在も当時と殆んど同様な状態にあると言えよう。
 - d. これらの地域は最も公共の福祉に適合するように復旧され整備され運営されなければならないとすれば適切な最高級の計画上の援助が多くの場合必要とされる。

- e. 國立公園運動は戦争の結果として、合衆國のそれと較べて恐らく三十年おくれている。
- f. 若し國立公園が民主日本の再建にあたつて大なる経済的及び文化的原動力になるものとすれば、日本政府が現在直面しつつある機構の再編成と新たな方向の決定を行うべき重要な時期に總司令部は優れた援助を與えることによつて日本政府を指導しなくてはならぬ。
- g. 日本の國立公園係官が北米合衆國の國立公園局が如何にその國立公園を計画し、整備しているか又現在日本政府が当面しているような問題が如何に処理されているかを直接に見て、研究することが出来れば日本の國立公園にとつて大なる助けとなるであろう。恐らく田村博士と飯島氏がそのような調査を行うに最適任であると思われる。その実地踏査は約三ヶ月位とし、その詳細についてはあらかじめ米國國立公園局と打合せて置かなくてはならない。
4. 余の計画研究期間中、余は如何なる省が國立公園行政を担当すべきか又その職責を最も能率的、効果的に果すためには如何なる機構が必要であるかを細心の注意をもつて検討したのである。
- a. すべての見解はそれを厚生省に存置せしめることを確実に支持するものであつた。厚生省設置の主旨は、他の如何なる省よりも國立公園の目的と原則に一致するものである。
- b. 厚生省の國立公園行政における背景と経験及びその築きあげた中央行政機構（現在日本の官庁から集め得た最も経験に富み最も訓練された國立公園計画機構）は他の省には到底望み得ないところである。
- c. 現在省を変えることは日本における國立公園運動にとつて大なる

後退をもたらすであろう。

5. 然しながら國立公園法（昭和6年3月31日法律第36号）を効果的に運用し國立公園を保護するために、國立公園部は急速に省内で局に昇格さるべきものである。

- a. 國立公園法は大部分地域制に関する法律であつて、強力な施行によつてのみ効果があがるもので、その行政の多くは局か省の水準に属する。
- b. 処理すべき問題の大部分が他の省及び局と関連のある幾多の複雑なる問題であるから日本政府にあつては局より低いレベルでは効果的な処理は望み得ないところである。

6. 局に昇格しても國立公園部を運営するための経費を増大する必要はないと思う。然しながら國立公園制度が完全に組織され、正常な戦後の状態において運営されるようになり次第、事務量に相應してある程度の増大を行わなくてはなるまい。

- a. 現在の管理課は、國立公園制度の機構が整備し、今までよりも正常な状態で運営されるようになつた場合には、その拡張を控え目にしなくてはならない。この課には会計、予算に関する事務を処理する係（会計係）人事の係（人事係）及び調達の係（調達係又は主任）等を置けばよからう。
- b. 同程度の拡張として計画課には造園、建築、土木等の諸係を必要とするであろう。計画課長は従前通り造園技術者とすべきである。
- c. 又將來日本における國立公園制度が戦後における適当なる位置を獲得するにいたつた場合には、課を増加することが必要にならう。國立公園行政については米國の國立公園局のそれに倣うべきであるがその詳細な概要と説明は日本の國立公園部に提供して置いた。

- (1) 次に必要とする課は恐らく庶務課と称せらるべきものであつて國民公園の管理、温泉の監督統制（現在この部の所管になつてゐるが、その一部のみが國立公園にある）、及びホテル、旅館及び特許施設の取締等に関する事務を処理すべきものである。
- (2) 指導課は公園利用者に知識を提供し自然及科学的特徴（博物学を含む）及び野生動物に関する指導にあたる。
- (3) 建設課は計画課においてこの目的のために工事係を置かない場合に設ける。
- (4) 休養計画課は目下の焦眉の急である公園、道路公園、及び休養地計画に関する事項について縣及びその下部行政機構と協力し計画上の忠告を與える。
7. 國立公園は所長 (Superintendent) を長とする管理所もなければ維持管理のための管理職員〔公共の利益のために公園を保護し、運営し説明する管理員 (Ranger) 等を含む〕ももつてない。従つて國立公園とは名のみであつて、公共の福祉のために統一ある政策と指導原理によつて公園の整備、運営、維持及び保護を確保するために日本政府の國立公園部の指導の下に先に述べたような各公園の管理機關を設けるまでは、單に名目だけにとどまるであろう。例えば合衆國國立公園の現地機關の基盤である管理員事務所 (Ranger Service) は國立公園局の根幹をなすものである。

a. 日本の國立公園は現在日本政府の「孤児」である。

- (1) 國立公園の管理はある意味で連合國軍の管理下におけるベルリンのそれと類似している。國立公園は統一された管理、取締を受けていない。事實公園地域は公園としての、維持管理を全く受けていない。取締は現在各縣が國立公園の自縣内の分だけを維持する

ことになつてゐる。従つて多くの場合國立公園の偉大なる文化的經濟的價値又はその國家的すなわち國民全体に対する意義を考えずして自縣の利益のためにのみ公園を整備し開発するのである。同一公園に対して關係縣（1公園に対して最大5）の行つた僅かばかりの取締りと維持は同じ國立公園の近接する他の部分と全く異なることがあり得る。このことは又公園に関する開発や活動の種々の面についても言えることである。所管部課は縣によつて全く違つてゐる。日本には國立公園が13あつてその關係縣25に対しても10の異つた部課がこれに當つてゐるが、これはちよつと考えられぬところである。かかる「バラバラ」行政は良くもないし、安上りでもない。

- (2) 各縣及びその縣の關係部課が厚生省から同一の指導を受けてゐるのは事実であるが、權限の系統が混乱し、行政が錯雜し、非実用的であるからこのやり方は極めて感心しないことである。その上國立公園の仕事を所管している縣の所管部課では國立公園業務は他の主要な所管事項に從属した程度のものとして取扱われているのが普通である。
- (3) このやり方は多くの場合濫用と不適切な開発を招來し、全日本國民に意義を有する資源及び國家的物象が少數者の利益の爲に占用されてしまつた。
- b.かかる管理方法によつては、日本の國立公園は日本人及びその他の東洋人の偉大なる文化的休養的財産となり得ないし、おそらく最も優れた事業に屬する觀光事業を再建して日本の經濟に大いに貢献する事も出來ない。之を行うためには國立公園の實際の管理を縣の手より國に移し國の政策及び方針のもとに置かなくてはならない。

厚生省國立公園部の監督下に國立公園の管理に必要な現地機関を設置するための経費は、昭和23年度に認められたのであるが、然し管理事務所の設置は昭和23年7月の第三國会が終る頃には認められていなかつた。それを設置するまでは日本における國立公園運動の成功の見込は殆んどないと言えよう。

G. 維持及び保護

F項第一項管理及び機構において述べたように中央行政官庁は國立公園内にそれを管理し運営する機構を持たない。これは保護及び維持についても然りである。

1. 大部分私有に属するホテル、旅館等の施設は別として、第二次世界大戦前日本軍が日本の支配権を獲得して以來諸施設の維持については何等なすところがなかつた。

- a. 荘物、車道、歩道、上下水道その他の衛生施設、指導標、告知板及びその他の関係諸施設は私有の場合は別として、文字通り何等の保護維持を受けることがなかつた。これらの施設の大部分に対しては10年以上に亘つて予算支出をみなかつた。この状態では直ちに維持費を計上しない限り、これらの諸施設に対する投資は大半失われてしまうのではないかと思われる。
 - b. 昭和24年にはこの目的の爲に概算1億円を支出し、昭和25年には、これらの施設の壊滅を防ぎ、使用に耐えるような状態にして置くために上記金額の半額を支出すべきものと算定される。
 - c. その後は國立公園地域内諸施設の維持のための必要に應じて、毎年一定金額を國立公園予算として計上する必要がある。
2. 公園に於ける自然現象及び天然資源の保護は、日本軍の支配下においては有名無実以下であり、連合軍の占領後においても大きな進歩は

なかつたのである。これは上記期間中公園内における管理及び維持のための機関が存在しなかつたことが一因となつてゐるのであつて、そのため天然資源及び風景的並びに科学的價値あるものが甚だしく損害を受けたのである。この損害は多様であつて一般的に見て次の諸範疇に分類される。

- a. 濫伐、盜伐及び耕作の目的のためにする林野の所謂開墾による破壊行為等に起因する森林及びその流域保護上の價値の完全なる破壊。
 - (1) 濫伐の大部分は國立公園法に要求されているような協議下に行われていないし、公園内における現地管理機関が存在しないために適當な取締を受けていないのである。
 - (2) 他の伐採は協定の下に実施しているのであるが、その協定は古くて、現状にそぐわないものがある。これらの協定は直ちに修正するか撤回する必要がある。これも又現地機関の欠如に關係がある。
 - (3) 同様に濫伐はある公園地域において（日本全國に亘つてもそうである）極めて有害なるものである。これは神社が管理する土地において特に甚しいものがある。場所によつてはかかる伐採が神社境内そのもの及び樹齡幾百年に及ぶ老木までも及んだこともある。
 - (4) 耕作の目的のための林野の所謂「開墾」は各國を通じて最も破壊的な土地利用法に属すると言えよう。それは如何なる意味においても開墾の名に値しない、むしろ破壊と呼んだほうがましな位である。日本において開墾が停止されない限り日本の土壤を破壊し肥沃な流域及び農地に浸水をきたし既に著しく不足している木材